

## 笠置町公告第1号

令和3年度府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託事業について、下記のとおり公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、下記のとおり公告します。

令和3年2月24日

笠置町長 中 淳 志



### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 委託業務名

令和3年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託

##### (2) 業務の内容

- (1) 府立笠置山自然公園内の清掃(便所含む)及び便所の汲取り
- (2) 府立笠置山自然公園内のパトロール(軽微な維持補修含む)
- (3) ゴミ(可燃・不燃物等)の収集と処分
- (4) もみじ公園内の除草(年2回)

##### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## 2 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

笠置町商工観光課

電話番号 0743-95-2301(代表) 内線 51

ファクシミリ番号 0743-95-2961

E-mailアドレス kankou@town.kasagi.lg.jp

U R L <https://www.town.kasagi.lg.jp>

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の許可がなされていないものではないこと。
- (3) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、笠置町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成23年公布第20号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者。
- (5) 笠置町暴力団排除条例（平成23年9月20日 条例第7号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではな

いこと。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 本業務委託仕様書の内容を履行する能力を有する笠置町内を拠点としている株式会社、有限会社及び任意団体（公益社団、財団法人、一般社団法人、特定非営利法人等の法人資格は問わない）。
- (8) 活動内容が本町内の観光振興を目的とし、その旨を定款・約款に記載している者であること。
- (9) 本町と連携を取りながら本業務を円滑に遂行でき、必要に応じて早急な対応（訪問）が可能な者であること。
- (10) 国税及び地方消費税を滞納していない者であること。

#### 4 選考方法

- (1) 参加者表明者の中から参加資格者を選考し、参加資格者を対象に、提案書等による評価及びプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) 評価、プレゼンテーション及びヒアリングによる最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定する。

## 5 スケジュール

事 項	年 月 日
公告日	令和3年2月24日(水)
本要領等の配布期間	令和3年2月24日(水)～令和3年3月3日(水)
参加表明書等の受付期間	令和3年2月25日(木)～令和3年3月5日(金)
参加表明書等の質問書受付期間	令和3年2月25日(木)～令和3年3月3日(水)
質問書に対する回答日	令和3年3月5日(金)
参加資格審査結果通知	令和3年3月8日(月)
提案書受付期間	令和3年3月10日(水)～令和3年3月19日(金)
提案書の質問書受付期間	令和3年3月8日(月)～令和3年3月12日(金)
質問書に対する回答日	令和3年3月15日(月)
プレゼンテーション並びにヒアリング	令和3年3月下旬 予定
優先契約交渉事業者決定通知	令和3年3月25日(木)
契約締結	令和3年4月1日(木)

## 6 契約等に関する事項

- (1) 優先契約交渉事業者として決定した者と契約交渉を行い、随意契約を締結する。
- (2) 優先契約交渉事業者と契約できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効

力を失う場合があり得る。

## 7 欠格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき、又は、満たさなくなったとき。
- (2) 公告及び実施要領等に示された条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- (4) 提案書等の作成に当って、不正行為が判明した場合
- (5) 提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届を提出すること。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。ただし、本町は本業以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。本件に係る情報公開請求があったときは、笠置町情報公開条例の規定に基づき手続きを行う。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、施工方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類については、後日、参考資料を求めることがある。